

コンプライアンス基本方針

筑後地区農業共済組合
組合長理事 藤木 和隆

筑後地区農業共済組合は、国の農業災害対策の重要な柱である農業災害補償制度の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。このため、法令等の遵守については一般の民間組織以上に徹底することが求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を重ねていく必要があります。このような点を踏まえ、当農業共済組合においてはコンプライアンス（法令等遵守）を徹底した事業運営の確保を目指し、次の事項に取り組みます。

- 1 すべての役職員は、法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めます。
- 2 コンプライアンス態勢の整備に向けて、コンプライアンス実践計画を策定し、明確化を図ります。
- 3 コンプライアンス総括部署を設置し、コンプライアンス体制の強化に努めます。
- 4 各部署にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス環境の整備に努めます。
- 5 コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図ります。
- 6 すべての役職員は、本組合が担う社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な事業運営に努めることにより、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう心掛けます。